



佐賀県公報

平成19年
12月14日
(金曜日)
第 12994号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- ◎佐賀県訓練手当支給要綱の一部改正 (六七一・雇用労働課) 一
- 佐賀県土地利用基本計画の一部変更 (六七二・土地対策課) 一
- 都市計画の変更 (六七三・まちづくり推進課) 三

公告

- 兵庫北土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (まちづくり推進課) 三
- 開発行為に関する工事の完了 () 四
- 農業振興地域の区域の変更 (農山漁村課) 四
- " () 四
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 六
- 平成十九年十一月二十八日付け佐賀県公報第一二九八七号中訂正 (道路課) 六

○ 告示

◎佐賀県告示第六百七十一号

佐賀県訓練手当支給要綱（昭和四十一年佐賀県告示第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月十四日

佐賀県知事 古 川 康

第三条第一項第一号中「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」を「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に、「第十二条」を「第二十条」に改め、同項第三号中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園及び小学校」に、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「であつて」を「であつて」に改め、同項第五

号中「第一条第一項第八号イ(1)」を「第一条の四第一項第七号イ(1)」に改め、同項第八号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「第一条第一項第八号イ(4)」を「第一条の四第一項第七号イ(4)」に改め、同項第十四号中「第一条第一項第六号の二」を「第一条の四第一項第六号」に改め、同条第二項中「第一条第一項第八号イ(2)」を「第一条の四第一項第七号イ(2)」に改め、「以下第五条第八項において「短期課程」という。」を削り、同条第三項中「第八号の二」を「第八号の三」に改め、同条第四項中「五十日」を「四十日」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項第三号の改正規定（「小学校及び幼稚園」を「幼稚園及び小学校」に、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改める部分に限る。）は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十五号）の施行の日から施行する。

◎佐賀県告示第六百七十二号

佐賀県土地利用基本計画の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十九年十二月十四日

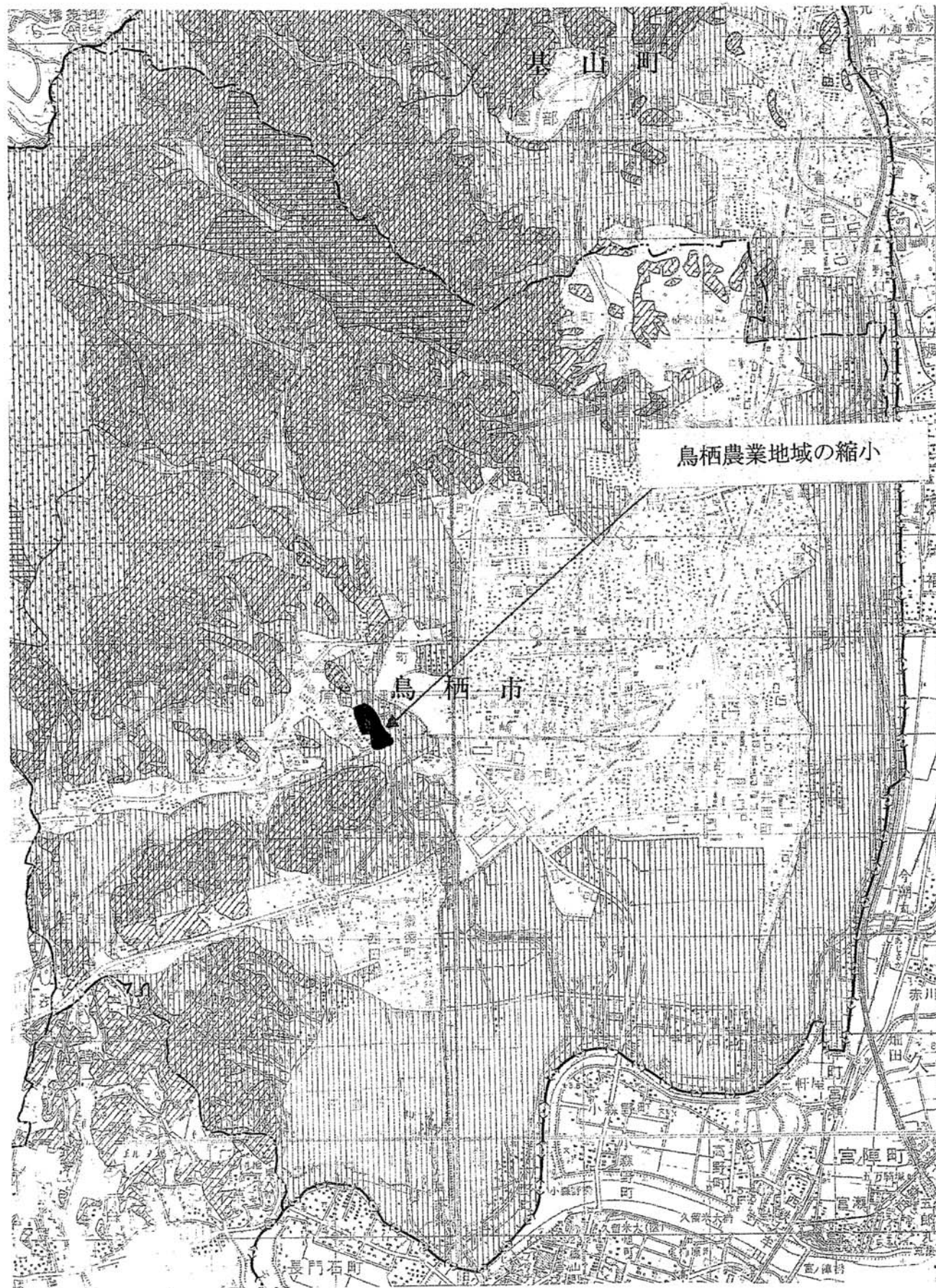
佐賀県知事 古 川 康

一 佐賀県土地利用基本計画の鳥栖市に係る農業地域の一部を別図（変更概要図）のとおり変更する。

別図

変更概要図

1 / 50, 000



◎佐賀県告示第六百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十九年十二月十四日

佐賀県知事 古 川 康

一 都市計画の種類

- (一) 鳥栖基山都市計画区域における区域区分
- (二) 鳥栖基山都市計画道路 三・四・百五号 鳥栖駅平田線

二 都市計画を定める土地の区域

- (一) 鳥栖基山都市計画区域における区域区分
市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域は、次に掲げる区域とする。
- 新鳥栖駅西地区（約六・八ヘクタール）
- 鳥栖市原古賀町字一本松、字二本松及び字高棚地内
- (二) 鳥栖基山都市計画道路 三・四・百五号 鳥栖駅平田線
追加する部分 鳥栖市原古賀町字二本松
削除する部分 なし

○ 公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、兵庫北土地区画整理組合理事長 野口儀次郎から兵庫北土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成19年12月14日

佐賀県知事 古 川 康

1	組合の名称	兵庫北土地区画整理組合	佐賀市兵庫町大字藤木15番地1	古 川 康
2	事務所の所在地	佐賀市兵庫町大字藤木15番地1		
3	理事の氏名及び住所	理 事 荒木和敏 佐賀市兵庫町大字藤木378番地8		
		理 事 内田義和 〃 〃 大字西洲2002番地		
		〃 江頭義輔 〃 〃 兵庫南二丁目10番地6		
		〃 江頭和英 〃 〃 兵庫町大字藤木211番地		
		〃 枝吉和彦 〃 〃 〃 1408番地		
		〃 枝吉茂尚 〃 〃 〃 大字洲955番地7		
		〃 枝吉清輝 〃 〃 〃 大字藤木1347番地1		
		〃 香田 繁 〃 〃 〃 1328番地		
		〃 古賀徳明 〃 〃 〃 新栄東四丁目2番地54		
		〃 坂本雅文 〃 〃 〃 兵庫町大字藤木789番地		
		〃 白水好人 〃 〃 〃 〃 1194番地9		
		〃 塚原正一郎 〃 〃 〃 〃 890番地		
		〃 徳永博之 〃 〃 〃 〃 155番地1		
		〃 南里光範 〃 〃 〃 〃 大字西洲1824番地		
		〃 西岡光雄 〃 〃 〃 〃 大字藤木320番地		
		〃 西村正義 〃 〃 〃 〃 848番地		
		〃 野口儀次郎 〃 〃 〃 〃 794番地		
		〃 野口武雄 〃 〃 〃 〃 〃		
		〃 野口輝彦 〃 〃 〃 〃 799番地		
		〃 野口 博 〃 〃 〃 〃 1番地5		
		〃 百武邦烈 〃 〃 〃 〃 大字西洲1904番地		

”	宮崎義明	”	”	大字藤木856番地
”	八田 豊	”	”	大字西洲1797番地
”	山田繁春	”	巨勢町大字修埋田1195番地 4	
”	鷺崎洋二郎	”	兵庫町大字藤木126番地	

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年12月14日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鳥栖市蔵上一丁目228番から231番まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥栖市蔵上本町二丁目132番地
原八七生

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、佐賀市の農業振興地域の区域は、次に掲げる区域を統合したものに變更する。

なお、関係図面は、佐賀県県土づくり本部農山漁村課及び佐賀市役所に備えて縦覧に供する。

平成19年12月14日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 平成18年11月24日付けで公告の佐賀市に係る農業振興地域の区域
- 2 昭和52年12月26日付けで公告の川副町に係る農業振興地域の区域
- 3 昭和52年12月26日付けで公告の東与賀町に係る農業振興地域の区域
- 4 昭和46年3月19日付けで公告の久保田町に係る農業振興地域の区域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり變更する。

なお、指定図面は、佐賀県県土づくり本部農山漁村課及び鳥栖市役所に備えて縦覧に供する。

平成19年12月14日

佐賀県知事 古 川 康

指定を変更する市町村	変更後の指定番号	変更理由	変更後の農業振興地域の区域の範囲				
鳥栖市	46変3	国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく土地利用基本計画の農業地域の縮小及び都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域の拡大	<p>次の区域を除いた区域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成19年度佐賀県告示第673号による変更後の市街化区域 2 ゴルフ場敷地 3 競馬場敷地 4 自衛隊鳥栖燃料補給処敷地 5 麓刑務所敷地 6 農業としての土地の高度利用が見込まれない次に掲げる区域 <ol style="list-style-type: none"> (1) 柚比町字前田、字梅坂、字永田、字大久保、字平原、字安永田及び大字平の一部 (2) 今町字梅坂、字八ツ並及び字岸田の一部 7 規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のために利用すべき土地として次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 国有林野の全域 (2) 民有林野のうち次に掲げる区域を除いた区域 				
			林班	小 班	番 号	大字	字
			1	ろい	全域	田代	八並
			2	いに	1～25	柚比	永田
			"	ほ	9～17	"	神山
			13	ほ	全域	神辺	萩野
			14	は	12、46～49	萱方	都谷
			23		1～8、10～28	牛原	大屋敷、宮後、割石
			24		1、2、30ㄱ、30口、31～35、51～53	"	宮西、別石、浦田
			25	い	5～8	"	別石
			29	ろ	7～9	山浦	東川内
			30	い	全域	"	中原
			"	へ	1～5	"	新町
			31	い、は、に	全域	"	大町前
			33	い、ろ、は	"	"	谷頭、本村、古野
			35	い	"	"	椿谷、四ノ坪、西田
			"	ろ	20	"	一ノ坪
			36	い～ほ	22～25	"	官下
			"	へ	全域	立石	山田、浦山、二ツ谷、おに迫
			37	い	"	平田	山田、東前
			"	ろ	1～14、21	立石	山田
			39		1～19、22～25、27	"	所熊、丸尾
					全域	江島	

		40	い	90～104、113、115～120、123～144、146、147、151、162～166 1～10、13	"	西谷 相模
		"	ろ		"	

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年12月14日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
25	神埼郡吉野ヶ里町大曲字松の内2310番1、2310番9、2404番2及び2404番3並びに字松原2406番2及び2407番10	平成19年12月4日	4.00～5.32	111.85

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 正 誤

平成十九年十一月二十八日付け佐賀県公報第一二九八七号中訂正

頁	箇 所	誤	正
2	下段 左から一行目	二一九番に地先	二一九番二地先

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十二月十四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷